

総務委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第80号 平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件に関する陳情

資料1 個人住民税の特別徴収事務の概要

資料2 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

資料3 事業者における個人番号との関わり

資料4 特別徴収税額決定通知書に係る本市の対応について

資料5 特別徴収税額決定通知書の送付用封筒

平成29年3月13日

財 政 局

【1 個人住民税の給与からの特別徴収】

事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を毎年6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から徴収し市区町村に納入する制度。

【2 特別徴収義務者】

地方税法及び川崎市市税条例の規定により、給与の支払をする際に所得税を徴収して納付する義務がある者は、個人住民税について特別徴収の方法により徴収する。特別徴収を行う事業者を特別徴収義務者という。

【3 特別徴収事務の流れ】

(1) 給与支払報告書の提出

事業者は毎年1月31日までに、従業員（アルバイト、パート、役員等を含む）の給与支払報告書を市区町村へ提出する。

(2) 特別徴収税額決定通知書の送付

市区町村は、提出された給与支払報告書等により個人住民税額を計算し、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対し、特別徴収税額決定通知書を送付する。

特別徴収税額の決定は、地方税法の規定により5月31日までに通知しなければならないとされていることから、川崎市では毎年5月中旬に特別徴収税額決定通知書を送付している。

特別徴収税額決定通知書には、従業員の毎月の給与から徴収する税額及びその合計額（事業者が毎月市区町村に納入する金額）等を記載した「特別徴収義務者用」と、従業員に配付する「納税義務者用」がある。

(3) 従業員からの特別徴収税額の徴収

特別徴収義務者は、従業員に支払う毎月の給与から特別徴収税額決定通知書により定められた税額分を差し引き、翌月の10日までに納入する。

【4 社会保障・税番号制度の開始に伴う事務手続の変更】

社会保障・税番号制度の開始に伴い、地方税に関する申告等に個人番号（マイナンバー）を記載することとされた。

個人住民税の給与からの特別徴収事務においては、地方税法施行規則様式の改正により、平成29年1月から給与支払報告書に従業員の個人番号を記載することとされるとともに、平成29年5月から特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）においても個人番号を記載することとされた（資料2を参照）。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

課税市町村名

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、平成 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

第三号様式(用紙日本工業規格B4)(第一条関係)

〒	殿
---	---

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
割 額	6月分		12月分	
	7月分		1月分	
	8月分		2月分	
	9月分		3月分	
	10月分		4月分	
	11月分		5月分	
(備考)				

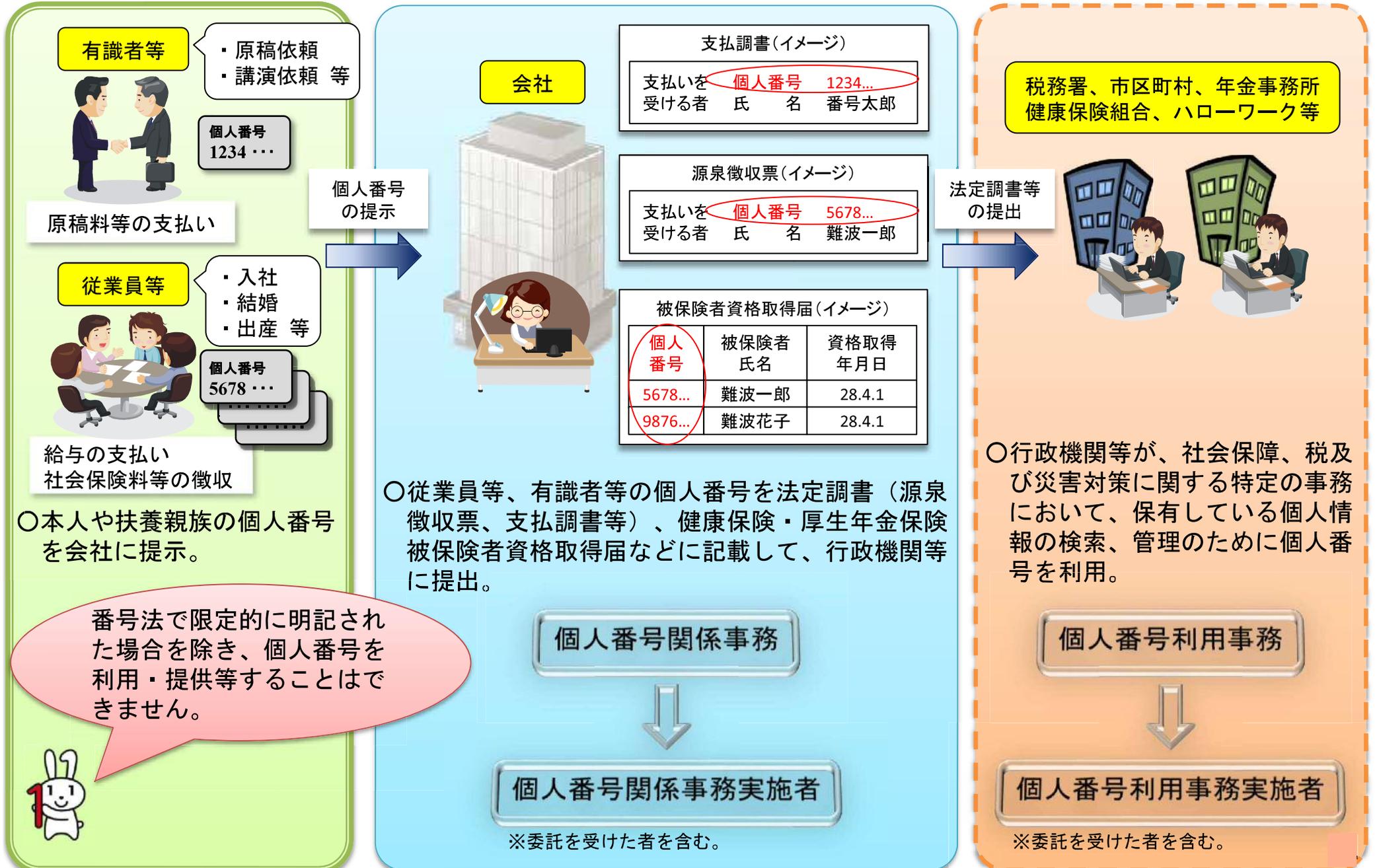
指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														
住 所		氏 名		個 人 番 号														

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

頁

- 備 考
- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 - 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
 - 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
 - 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
 - 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

事業者における個人番号との関わり(個人番号関係事務)



特別徴収税額決定通知書に係る本市の対応について

【1 通知書への個人番号の記載について】

地方税法施行規則様式（資料 2）に記載欄が設けられ、法令上、納税義務者の個人番号を記載することとされたことから、特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載する。

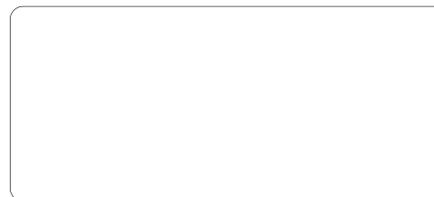
【2 通知書の送付について】

特別徴収税額決定通知書の送付に当たっては、正確な宛名の記載に留意するほか、個人番号を記載することに伴い、平成 29 年度課税分から、通知書送付用の封筒に次の対応を行う。

- (1) 封筒の表面に、「市民税・県民税特別徴収関係事務 取扱担当者様」と記載することで、特別徴収事務の担当者宛てに確実に到達するようにするとともに、事業者の内部であっても個人番号関係事務を取り扱わない部署において誤って開封されないよう配慮を行う。
- (2) 封筒の裏面に、「記載の宛名にお心当たりのない場合は・・・郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼っていただき郵便ポストに投函するか、誤配達があったことを最寄りの郵便局等へ御連絡ください。」と記載することで、万一誤配達が行われた場合でも開封されずに本市へ返戻されるよう配慮を行う。

開封前に、記載の宛名を御確認下さい。

料金後納郵便



市民税・県民税特別徴収関係事務 取扱担当者様

○ 記載の宛名にお心当たりのない場合は・・・

郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼っていただき郵便ポストに投函するか、誤配達があったことを最寄りの郵便局等へ御連絡ください。



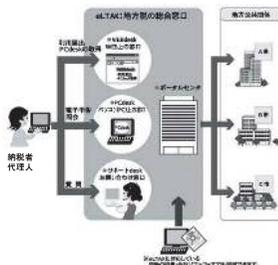
地方税ポータルシステム「eLTAx」(エルタックス)を利用すれば、地方税の申告等の手続きが、オフィス等のパソコンからインターネットを通じて行えます。

eLTAxは、全国の地方公共団体が共同でシステムを構築し運営しています。

一度利用者登録をすることで、eLTAxを窓口として各地方公共団体への手続きが共通の方法でご利用いただけます。

(注) 地方公共団体により、利用できるサービスが異なります。

システム全体イメージ



川崎市の取扱状況

- 申告(法人市民税、固定資産税・償却資産、事業所税)
- 申請・届出(「法人設立・設置届」、「異動届」など)
- 個人市民税・県民税(特別徴収)に係る諸手続き

詳しくは、川崎市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/>

「くらし・手続き」→「届出・手続き・相談」→「税金」

→「市税のあらし」→「eLTAxのご案内」

◆ eLTAx電子納税サービスもご利用いただけます。

ご利用可能な税目は、個人市民税・県民税(特別徴収分・退職所得分)、法人市民税(確定分・見込納付分)、事業所税です。

◇ご利用方法や、団体ごとのサービス状況など、詳しくはeLTAxホームページをご覧ください。(http://www.eltax.jp/)

市民税・県民税(特別徴収) 関係書類 在中

〒210-8511 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 4 階

川 崎 市

(かわさき市税事務所法人課税課)

電話 044(200)2209

FAX 044(200)3908

